

令和7年2月20日  
北海道厚生局

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの中止について

北海道厚生局と北海道が、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費について、監査を行った結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおり、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止することとしましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

(1) はり師、きゅう師

氏 名 大道 康生（だいどう こうせい）29歳

(2) あん摩マッサージ指圧師

氏 名 三輪 恒平（みわ きょうへい）43歳

2 施術所名等

施 術 所 名 訪問治療院ロイヤリティ 札幌本店

施術所所在地 札幌市東区北25条東13-1-15 TGレジデンス1階

開 設 者 株式会社ロイヤリティ 代表取締役 佐藤 梢

3 受領委任の取扱いの中止年月日

令和7年3月1日

※ 当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、原則として以後5年間は、新たに療養費の受領委任の取扱いができない。

※ 当該施術所の開設者は、原則として以後5年間は、新たに療養費の受領委任の取扱いができない。

4 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規程

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日付保発0612第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正令和6年1月29日付保発1129第6号厚生労働省保険局長通知）

5 監査を行うに至った経緯

医療機関へ入院中であり施術をしていないのにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費の請求がされている等の情報提供があり、個別指導を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、監査を実施した。

## 6 受領委任の取扱いの中止に至った事由

### (1) 不正請求の事例

- ア 入院中の患者について、実際には行っていない施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。(はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師)
- イ 患者が死亡しているにもかかわらず、死亡日以降に施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。(はり師、きゅう師)
- ウ あん摩マッサージ指圧の施術のみ行ったにもかかわらず、はり・きゅうの施術も行ったとして、療養費を不正に請求していた。(はり師、きゅう師)
- エ はり・きゅうの施術のみ行ったにもかかわらず、あん摩マッサージ指圧の施術も行ったとして、療養費を不正に請求していた。(あん摩マッサージ指圧師)

### (2) 不当請求の事例

往療料の支給要件に該当しないのにもかかわらず、患者に赴き施術を行い、療養費を不正に請求していた。(あん摩マッサージ指圧師)

### (3) 監査時に判明した不正・不当請求額

- ア はり師、きゅう師に係る不正請求額  
8名分 181, 370円 (令和5年1月分から令和6年6月分まで)
- イ あん摩マッサージ指圧師に係る不正請求額  
2名分 3, 512円 (令和5年1月分から令和5年12月分まで)
- ウ あん摩マッサージ指圧師に係る不当請求額  
3名分 197, 296円 (令和5年6月分から令和5年12月分まで)

(注) 上記金額は、監査で判明したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求額は、今後精査していくこととしている。